

備考
<p data-bbox="783 577 1010 600">公益社団法人東京都宅地建物取引業協会</p> <p data-bbox="810 607 1010 629">研修センター 03(3234)4691</p> <p data-bbox="762 640 863 663">注意事項</p> <ol data-bbox="762 663 1380 801" style="list-style-type: none">1 取引の関係者から請求があったとき、又は重要事項説明のときは、本証を提示すること。2 登録が削除されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。3 事務禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。5 本証を更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定する講習を受講すること。